聖徳太子の１７条憲法は公務員に命じた行為規範。

立憲的な、近代的な意味での憲法：

* 権力分立
* 人権の尊重

→ これらを含まない憲法は近代的憲法とは言えない。実質的憲法に含まれる意味

憲法の特質　３つ

* 自由の基礎法である。

他人を害しない全てのことをやる自由。

自由の限界＝他者加害　危害原則。

国家権力も、危害原則に基づいて政府の自由を規定し、国民の自由を守る（禁止規範）。

憲法９７条　自由とは人類が多年にわたり獲得してきた。

* 制限規範性、授権規範性

法律にある仕事を委任する＝授権する。憲法によって権力をあげる。同様に憲法は制限規範である。政府を制限することによりその下の人民に授権する。トリクルダウン効果

* 憲法の最高法規性

憲法の第１０章　見出し　最高法規。

そのトップに９７条：この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

→ 憲法の最終目的は人権尊重

次に９８条：憲法は最高法規であり、何も憲法に違反してはならない。俺が一番だ！！

８１条　違憲審査制　９８条を担保している。９８が宣言し、８１が制度的に守る。

９９条：　憲法尊重擁護義務　→ 公務員、天皇等の国家権力の担当者。国民は規定してはいない。守らなくてもいいですよ、改正してもいいですよ（but 12条　自由と権利を国民は守りなさいよ）。

憲法の分類

* 成文憲法と不文憲法
* 硬性憲法と軟性憲法
* 欽定憲法と民定憲法

３月革命　フランクフルト憲法（欽定憲法だが先進的、死刑廃止等肯定の権利を制限）→否定、プロイセン憲法（欽定、抑圧的）→明治憲法

立憲主義とは何か、なぜ憲法が必要なのか？

* 憲法の意図、それは**人権保障**。巨大な権力に、ここは踏み入ってはならないという聖域をあらかじめ明示しておく。政府とはリバイアサン（べへモス）のように巨大なので、どうしても個人の権利を制限することになってしまう。
* 憲法の条項の重要さの程度は、その言い回しでわかる

→３６条　公務員による拷問は絶対ダメ　＝　日本は国家による拷問の歴史がある。安倍政権はこの絶対という言葉（滅多に使われない）を抜いて、医者の立会いにより合憲にするような改憲案を整えている。

３８条　自白の強要や、自白への誘導はだめ（自白の証拠能力の限界）。また、自白だけでは有罪にできない（自白の証明力の限界）。黙秘権を保証。不当に長期に抑留、拘禁後の自白は受理されない　→ 警察：不当とは言えない。

普通、これらの条項は刑法に入ってるが、それを憲法に入れる意味とは→ 戦前の日本の警察の手口を反省し、絶対に繰り返すまいという心意気が入っている。